

第11回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成29年11月30日(木)	午前 10時 00分	午前 10時 30分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室		
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員,		
欠席農業委員			
出席推進委員	土居(敏)委員, 吉木委員, 佐伯委員, 沖野委員, 岡田委員		
4. 説明員	向井事務局長, 道面主任主事, 森永主任主事, 山田主事, 西原技師		
5. 審議案件	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について	
	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	議案第39号	非農地証明申請について	
	議案第40号	農用地利用集積計画の決定について	
	報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成29年第11回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、1番 西野委員を指名いたします。
議 長	それでは、日程第1, 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市下野町3878番, 3879番, 3880番, 3881番, 3883番1, 地目は5筆とも田, 面積は合計3,231㎡の農地です。営農計画は、い草, 栗, イチジク等の予定です。経営面積は32aで、下野町の下限面積10aを満たしております。なお、譲受人は法人ではありますが、解除条件付きの使用貸借契約を締結される予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居(敏)推進委員	申請地は、下野町にある浄念寺より北へ約1400mの位置にあります。 申請の事由は、新規事業参入のため、使用貸借権を設定するものです。現地確認時、一部において、い草作付の準備が行われ、野菜などが作付され管理されていきました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市吉名町1493番地, 地目は畑で、面積は156㎡の農地です。営農計画は、自家消費のための馬鈴薯の予定です。経営面積は、16.52aで、吉名町の下限面積10aを満たしております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、吉木推進委員から、補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、吉名町の半田ため池より北へ約400mの位置にあります。 申請の事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、野菜などが植えられ、管理されていきました。

	説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	それでは，日程第2，議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は，竹原市忠海長浜一丁目3225番1で，地目は畑，面積は350㎡で，用途が定められた区域にある農地で，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った，佐伯推進委員から，補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	申請地は，忠海長浜にある長浜明神橋より北西へ約50mの位置にあります。 申請の事由は，自己住宅及び駐車場2区画を確保し，使用貸借権を設定するため申請されたものです。また，現地確認時，耕作されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は，竹原市新庄町5番1，6番1，7番で，地目はすべて田，面積は合計2408㎡で，用途が定められた区域にある農地で，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った，沖野推進委員から，補足説明をお願いします。

<p>沖野推進委員</p>	<p>申請地は、東野町にある国道432号の大福地橋より北へ約130mの位置にあります。</p> <p>申請の事由は、社用車及び従業員用駐車場99区画を確保し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>申請地は、竹原市竹原町3537番4で、地目は田、台帳面積279㎡、仮換地面積185.45㎡で、用途が定められた区域であり、又、土地区画整理区域内にある農地で、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地確認を行った、山元農業委員から、補足説明をお願いします。</p>
<p>山元農業委員</p>	<p>申請地は、竹原中央公園より北東へ約160mの位置にあります。</p> <p>申請の事由は、自己住宅及び駐車場2区画を確保し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>4番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>申請地は、竹原市東野町 721 番・甲 722 番合併で、地目は田、面積は 1877 m²で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 2 種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
岡田推進委員	<p>申請地は、東野町の在屋にある時見堂橋より西へ約 400m の位置にあります。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、使用貸借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>つぎに、日程第 3、議案第 39 号「非農地証明について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>申請地は、竹原市中央五丁目 2334 番 3、地目は畑、面積は 26 m²で、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、山元農業委員から、補足説明をお願いします。</p>
山元農業委員	<p>申請地は、広島県立竹原高等学校より南へ約 100m の位置にあります。</p> <p>申請の事由は、昭和 48 年、自宅新築に伴い車庫として利用して、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、非農地証明を申請されたものです。又、現地確認時、駐車場として使用されておりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。
議 長	次に日程第4，議案第40号「農用地集積利用計画の決定について」を議題といたします。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。
局 長	<p>それでは，議案第40号について説明致します。</p> <p>本議案については，農用地利用集積計画の決定についての議案となっております。議案のほうに，今回利用権設定の取消，更新，新規の申出があった案件の面積，対象人員等を載せていますが，内容につきましては，別添の資料のとおりとなっております。本議案が可決の場合，平成29年12月1日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので，これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結致します。
議 長	お諮りします。議案第40号「農用地集積利用計画の決定について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって，議案第40号「農用地集積利用計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。
議 長	日程第5，報告第11号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。
局 長	<p>それでは，報告第11号について説明を致します。平成29年10月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は10件，筆数は田28筆，畑19筆，面積は22,996㎡の届出がありました。詳細につきましては，参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

議 長

以上をもちまして、第11回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年12月26日

議 長 祐本 征武

署名委員 西野 勇一